

# 国土交通省所管の 公共事業評価について

---

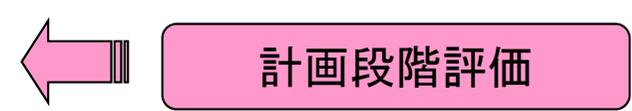
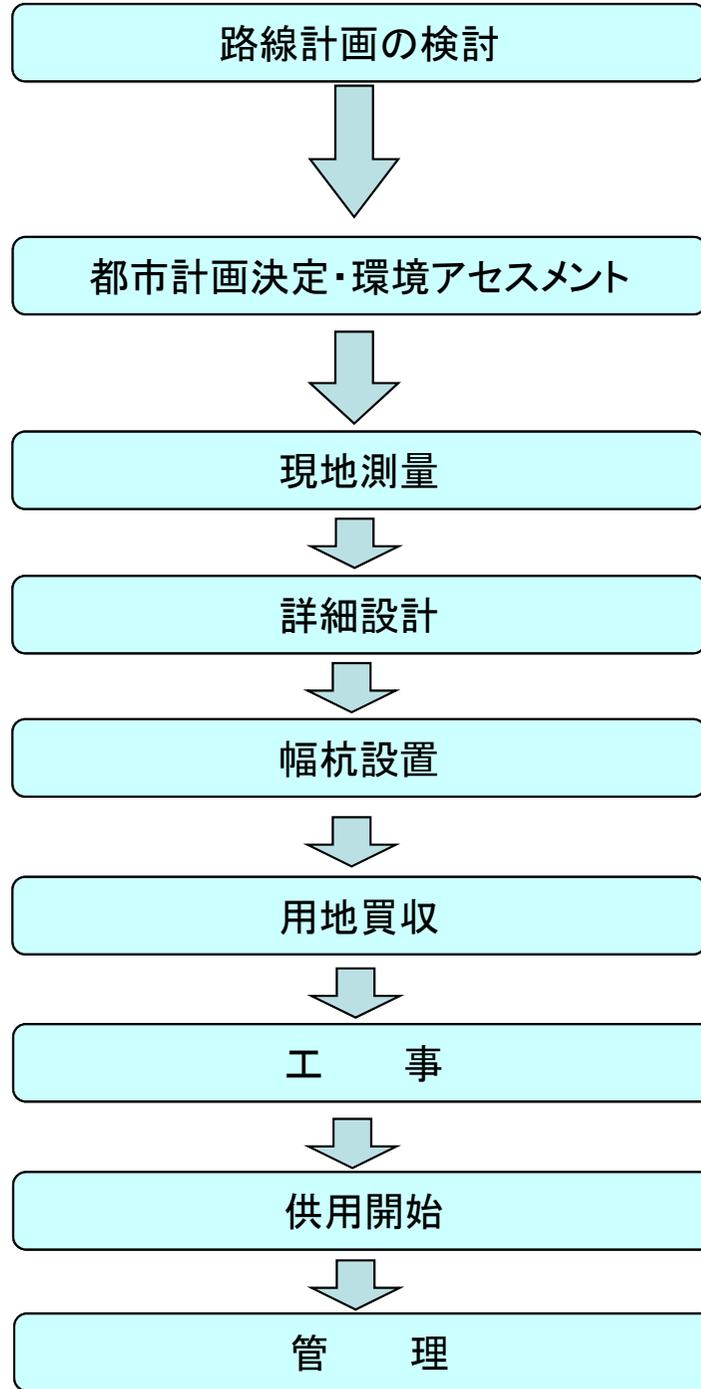


# 道路計画・事業のプロセス

構想段階  
計画段階

事業化段階

管理段階



地方小委員会

# 国土交通省所管の公共事業評価と実施要領改定の概要

## 【事業評価の目的】

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図る

## 【事業評価の位置付け】

政策評価法（平成14年4月1日施行）における政策評価制度の一環

全ての公共事業について各事業毎の事業評価マニュアル等に基づき事業評価を実施（維持・管理、災害復旧に係る事業等を除く）

- 新規事業採択時評価（平成10年度～）
- 再評価（平成10年度～）
- 事後評価（平成15年度～）

## 【評価結果の積極的な公表】

- ・平成12年度より評価結果はインターネット等で公表
- ・平成16年度より各事業評価の一連の経緯が一目で分かるよう、費用便益分析などのバックデータを含め、事業評価カルテとして一括整理、インターネットで公表
- ・平成20年3月より再評価を行う際の視点（投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等）を記載し公表内容を充実

## ＜事業評価の新たな取り組み＞

### ○都道府県・政令市への意見聴取の導入

直轄事業等の新規事業採択時評価及び再評価について、地方負担の負担者である 都道府県・政令市等からの意見を聴く。

【(新規事業採択時評価)H21.12.24実施要領改定】

【(再評価)H22.4.1実施要領改定】

### ○第三者による事前審査の充実

直轄事業等の新規事業採択時評価について、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴く。事業評価監視委員会等の資料を検証可能なものに改善する。【H21.12.24実施要領改定】

### ○国会審議へ資するための取り組み

直轄事業等については、1月末までを目途に新規事業採択時評価および再評価を実施し、評価結果を公表する。【H21.12.24実施要領改定】

### ○再評価実施時期の短縮

事業化後、10年継続で1回目の再評価となっている規定を5年継続に短縮にするほか、直轄事業等に関する実施サイクルを5年から3年に短縮する。

【H22.4.1実施要領改定】

	従 前	改 定(H22.4.1)
公共事業	<直轄事業等、補助事業等> 5年未着工・10年継続・5年毎	<直轄事業等> <u>3年未着工</u> ・ <u>5年継続</u> ・ <u>3年毎</u> <補助事業等> 5年未着工・ <u>5年継続</u> ・5年毎
その他施設費	3年未着工・7年継続・3年毎	3年未着工・ <u>5年継続</u> ・3年毎

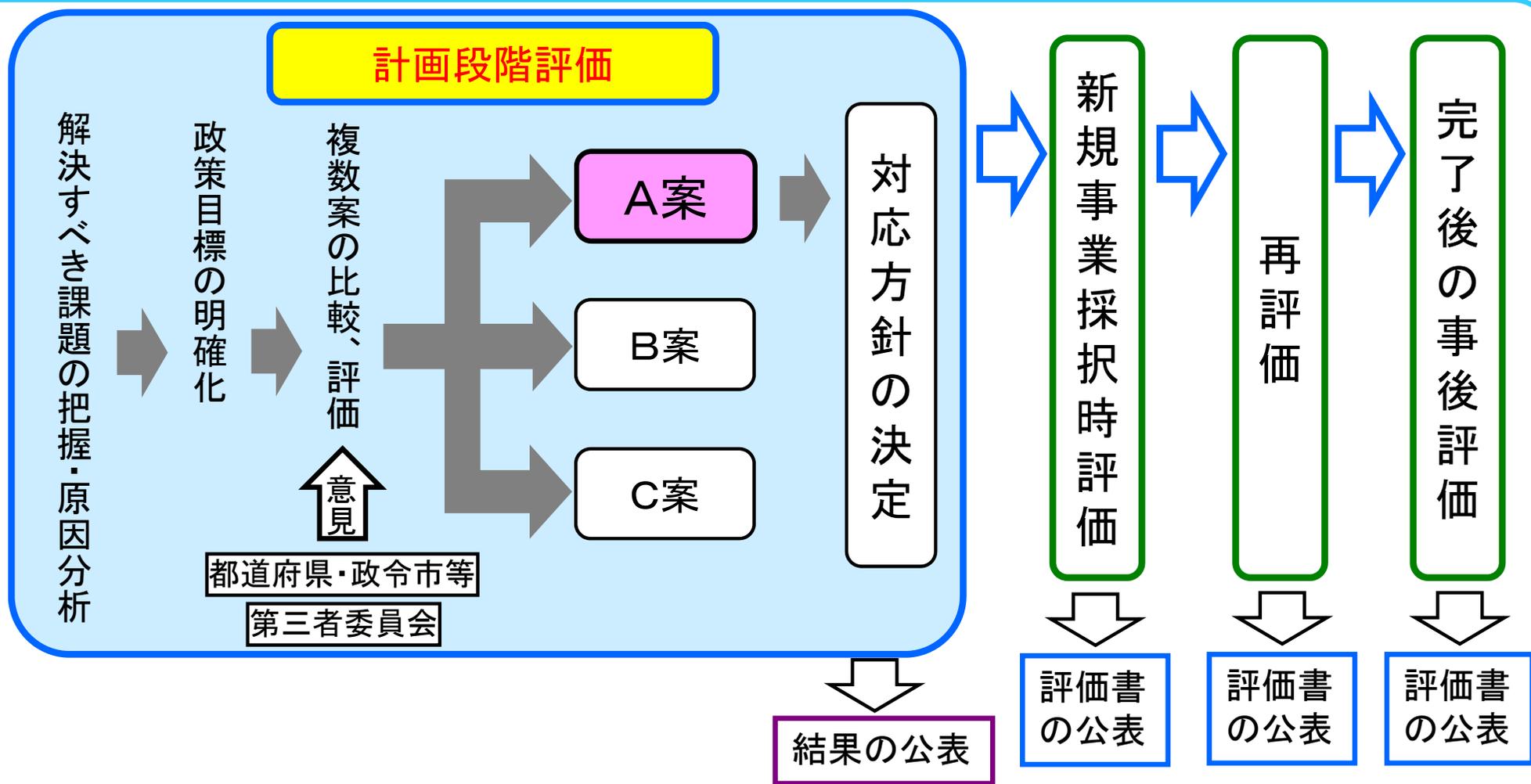
# 国土交通省所管公共事業の計画段階評価の実施について

## 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、新規事業採択時評価の前段階における国土交通省の独自の取組みとして、計画段階評価を直轄事業等において実施

- 地域の課題や達成すべき目標、地域の意見等を踏まえ、複数案の比較・評価を実施
- 事業の必要性及び事業内容の妥当性を検証

## 事業評価の流れ



# 国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領について

## ○対象とする事業及び実施時期

- ・国土交通省が所管する直轄事業等のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業を除く事業(右表)
- ・評価の実施時期は、新規事業採択時評価の手続きの着手前までとする。

## ○実施手続、結果等の公表

- ・評価の実施主体は本省又は地方支分部局
- ・評価の実施主体は、評価に必要な資料を作成し、関係する都道府県・政令市等の意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴く。本省は対応方針を決定する。
- ・評価を実施した年度末もしくは新規事業採択時評価の手続きの着手前いずれか早い時期までに結果を公表する。

## ○評価手法の策定

- ・事業種別ごとに評価手法を策定する。

## ○評価の視点

- ・解決すべき課題・背景を把握し、原因を分析する。
- ・政策目標を明確化する。
- ・評価項目を設定し、複数案にて比較・評価を実施する。

## <対象とする事業>

所管部局	対象とする事業
水管理・国土保全局	河川事業
	ダム事業
	砂防事業
	地すべり対策事業
水管理・国土保全局 港湾局	海岸事業
道路局	新設・改築事業
港湾局	港湾整備事業
航空局	空港整備事業
都市局	都市公園事業